

第5回 原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 1996年1月23日(火) 10:30～

2. 場 所 委員会会議室

3. 議 題

- (1) 保障措置の強化・効率化方策 [プログラム93+2] に関する最近の動向について
- (2) 高速増殖原型炉もんじゅの2次系ナトリウム漏えい事故について
- (3) 関西電力株式会社高浜発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号及び4号原子炉の設置の変更)について(答申)
- (4) スウェーデンの原子力事情について
- (5) その他

4. 審議事項

- (1) 議事録の確認

第4回原子力委員会臨時会議議事録(案)が了承された。

- (2) 保障措置の強化・効率化方策 [プログラム93+2] に関する最近の動向について

標記の件について、事務局からIAEAの保障措置の強化・効率化方策である[プログラム93+2]のIAEAと各国による検討状況について報告があった。

これに対し、委員から、

- ・非核兵器保有国のみならず核兵器保有国も含め保障措置に関する議論が十分行われる必要がある
- ・保障措置の強化とともに、各国の負担が大きくなるよう合理化も併せて行うことが必要である
- ・強化・効率化により核疑惑のある国に対し厳しく対処できるようにしてほしい
- ・我が国においても査察強化が重要

等の意見があり、今後の動向についても事務局より報告を受け審議していくこととした。

- (3) 高速増殖原型炉もんじゅの2次系ナトリウム漏えい事故について

標記の件について、動力炉・核燃料開発事業団から、2次系配管からのナトリウム漏えいの原因究明のための準備作業としての漏えい部近傍

の保温材撤去作業について報告があった。

これに対し、委員から、原因究明について、現在、科学技術庁及び原子力安全委員会による調査が行われているところであるが、動燃自身が当事者として十分に対処していくことが重要である等の意見があった。

(4) スウェーデンの原子力事情について

標記の件について、事務局から、1995年12月、スウェーデン議会のエネルギー委員会が発表した、エネルギー需給的には、1990年代に1基の原子力発電所を閉鎖することは可能であるが、最終的な閉鎖期限については設定されるべきではない、とする「2010年までの原子力発電の段階的廃止計画」に関する報告があった。本件については、今後の動きについても引き続き注視していくこととした。

(5) 関西電力株式会社高浜発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び4号原子炉の設置の変更）について（答申）

平成7年12月5日付け7資庁第13404号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することとした。

注）本件は、「非常用電源設備の受電系統のうち主回線（500kV）を2回線から4回線へ変更する」ものである。